

上山市ごみ処理基本計画

「人と自然に優しい循環型社会をつくる」

— 中間見直し —



令和元年 12月
上山市

目次

計画の見直しにあたって

- 1 計画の見直しの背景 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 計画期間 3

第1章 ごみ処理の現状と課題

- 1 人口の推移 3
- 2 ごみ排出量の推移 3
- 3 1人1日あたりのごみ排出量の推移 5
- 4 リサイクル率の推移 6
- 5 最終処分の状況 7

第2章 計画の目標

- 1 計画の目標 8

第3章 見直しに伴う施策の展開

- 1 基本方針 10

基本方針1 みんなでつくる循環型の暮らし

- 1 発生及び排出の抑制 [個別方針1] 10
- 2 循環資源の有効利用 [個別方針2] 11

基本方針2 循環型ごみ処理システムの構築

- 1 適正処理の推進 [個別方針3] 11
- 2 ごみ処理の高度化 [個別方針4] 11
 - [個別計画1] 収集・運搬計画 11
 - [個別計画2] リレーセンターの活用 12
 - [個別計画3] 中間処理計画 12
 - [個別計画4] 最終処分計画 12

計画見直しにあたって

1 計画見直しの背景

平成24年度に策定された「上山市ごみ処理基本計画」（以下「計画」という。）では、平成25年度から平成34年度までの10年間の市民・事業者・行政それぞれが主体的な役割分担の下に、循環型社会の形成を目指すためのごみ処理行政の長期、総合ビジョンを示しています。

平成30年度は計画の中間目標年度にあたり、これまでのごみ処理実績や資源化対策の状況変化なども踏まえて新たな目標値を設定することが必要となり、中間見直しを行うこととなりました。

平成27年度には「第7次上山市振興計画」（以下「振興計画」という。）、第2期上山市快適環境基本計画（以下「快適環境基本計画」という。）が策定され、今年度は振興計画の後期計画策定も進められています。また、平成29年度にはエネルギー回収施設（立谷川）、平成30年度にはエネルギー回収施設（川口）の稼働などがありましたので、これらの状況も踏まえた見直しとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定する「一般廃棄物処理計画」のうち、「ごみに関する基本計画」について定めていますが、平成28年3月策定の振興計画と快適環境基本計画との整合を図ります。

振興計画4. うるおう「快適に暮らせるまち」の中で循環型社会の構築を掲げていますので、快適環境基本計画では、基本目標2の循環型社会の形成のために「ごみの適正処理」と「省資源とリサイクル」の具体的施策を示しています。

以上の2つの計画を基に、計画の目標数値を設定していきます。なお、本計画実施のための具体的な事項については、毎年度策定する実施計画において定めるものとします。

第7次上山市振興計画

また来たくなるまち ずっと居たいまち ～クアオルト かみのやま～ 基本計画

- 1 はぐくむ「笑顔いっぱいのもち」
- 2 やすらぐ「元気であたたかいまち」
- 3 にぎわう「魅力と活力あふれるまち」
- 4 うるおう「快適に暮らせるまち」
- 5 つながる「みんなで創る住みよいまち」
- 6 すすめる「施策実現のための行政運営」

第 2 期上市市快適環境基本計画

自然が息づく 皆がうるおう ^{クアオルト}健康保養地かみのやま

基本目標

- 1 生活環境の保全
- 2 循環型社会の形成
- 3 地球温暖化防止・再生可能エネルギー
- 4 自然との共生
- 5 環境教育・学習の推進

3 計画期間

計画は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間の計画に変更はありませんが、社会情勢や法制度の改正等があった場合には、必要に応じ見直しを行います。

【参 考】

計画策定後に稼働した施設

・エネルギー回収施設（立谷川）－（山形広域環境事務組合の処理施設）

（もやせるごみ、プラスチック類、可燃性粗大ごみの焼却）

稼働	平成 29 年 10 月
建築面積	4,874 m ²
施設規模	流動床式ガス化溶解炉 150 t/日 (75 t/日×2 炉)
発電量	3,100 kw

・エネルギー回収施設（川口）－（山形広域環境事務組合の処理施設）

（もやせるごみ、プラスチック類、可燃性粗大ごみの焼却）

稼働	平成 30 年 12 月
建築面積	4,888 m ²
施設規模	流動床式ガス化溶解炉 150 t/日 (75 t/日×2 炉)
発電量	3,220 kw

第1章 ごみ処理の現状と課題

1 人口の推移

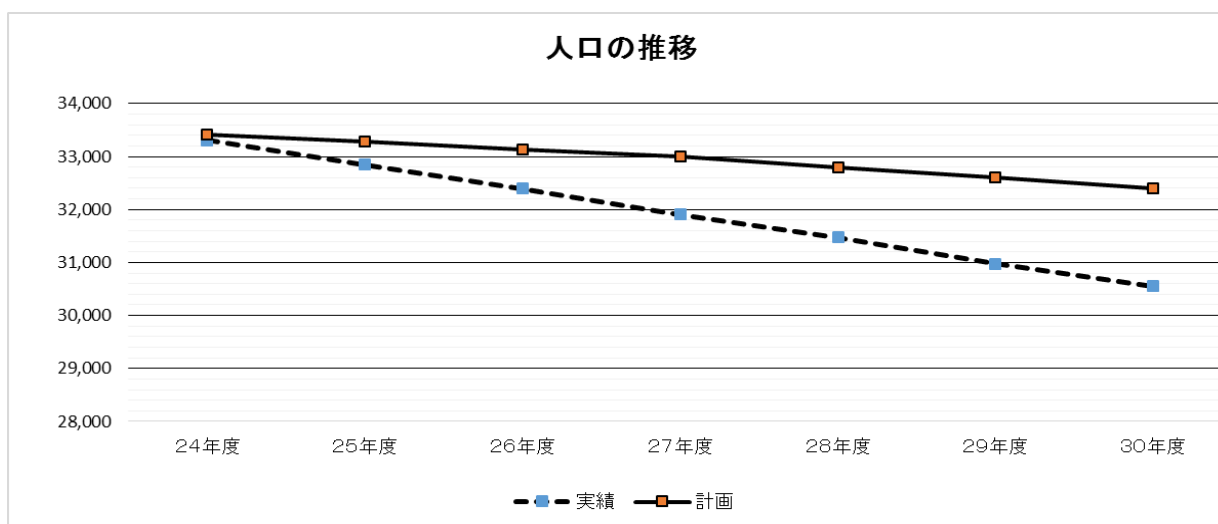
計画人口は、ごみ排出量を推定するための基本となるものです。

本計画では、平成23年作成の「上山市国土利用計画」の人口目標により設定していましたが、推定数以上に人口の減少が認められます。実績に沿った新たな計画人口を推定する必要があります。

【表1】 人口の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実績(人)	33,303	32,844	32,392	31,906	31,478	30,974	30,554
計画(人)	33,413	33,276	33,138	33,000	32,800	32,600	32,400
合計(人)	△110	△432	△746	△1,094	△1,322	△1,626	△1,846

【図1】



2 ごみ排出量の推移

ごみの排出量（家庭系＋事業系）は、計画策定年次の平成24年度と平成30年度を比較すると約323t増加しています。家庭系ごみは減少していますが、事業系ごみが増加しているため、総量は増加している状況です。

家庭系ごみ量は、人口減や、生ごみの減量や紙類の再資源化を推進する取組み等により減少傾向にあります。中間目標値まで64tの減量が必要となっています。

事業系ごみ量は、複数の大型商業施設が出店したことが大きな要因となって年々増加傾向にあり、中間目標値まで698tの減量が必要となっています。

今後も増加傾向であることから、事業系ごみの削減に関する施策が必須と考えられます。

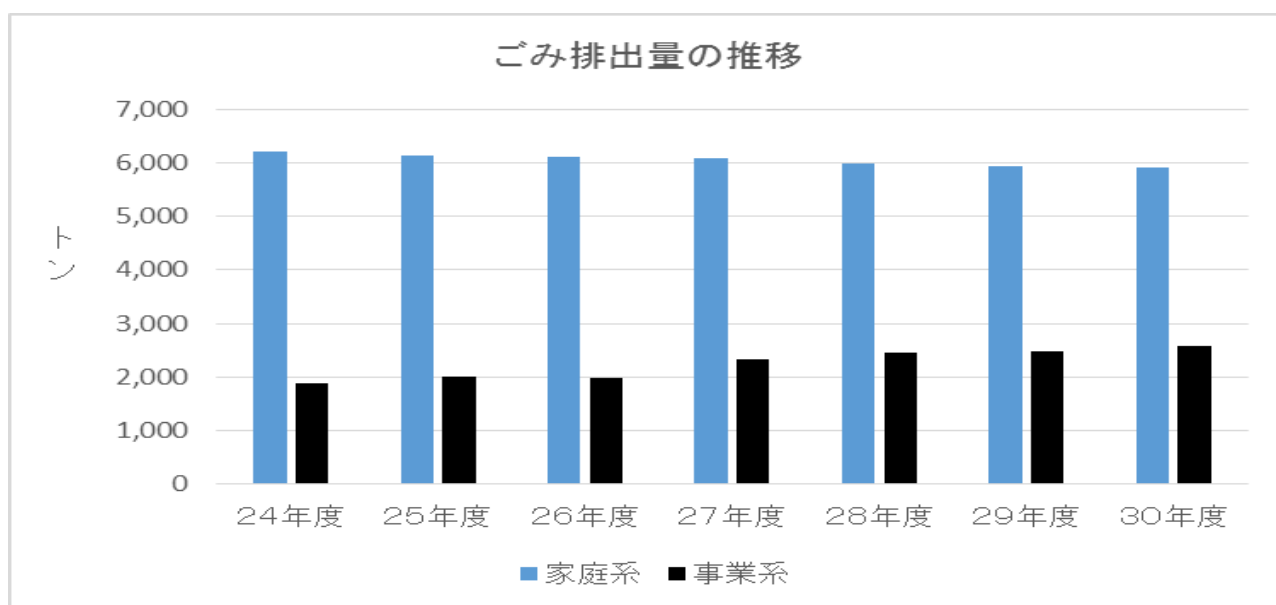
【表2】ごみ排出量の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (実績)
ごみ総量 (家庭系+事業系) (t)	8,116	8,151	8,102	8,398	8,440	8,436	8,489
家庭系(t)	6,226	6,138	6,120	6,081	5,982	5,947	5,908
事業系(t)	1,890	2,013	1,982	2,317	2,458	2,489	2,581

【表3】ごみ排出量の比較

	実績	目標	実績(見込)	比較
	平成23年度 (基準年度)	平成30年度 (中間目標)	平成30年度	
家庭系ごみ(t)	6,036	5,844	5,908	64
事業系ごみ(t)	1,763	1,883	2,581	698
ごみ総量(t)	7,799	7,727	8,489	792

【図2】



3 1人1日あたりのごみ排出量の推移

1人1日あたりのごみ排出量は、基準年度である平成23年度の635gから増加しており、平成30年度では761gとなり、中間目標値を108g上回っています。また、家庭系ごみのみの数値についても、平成23年度の492gから増加しており、平成30年度では530gとなり、中間目標値を36g上回っています。家庭系ごみは減少傾向にありますが、1人あたりの排出量では増加していることから、人口減少分に応じた削減とはなっていないと考えられ、家庭系ごみの減量の施策についても推進する必要があります。

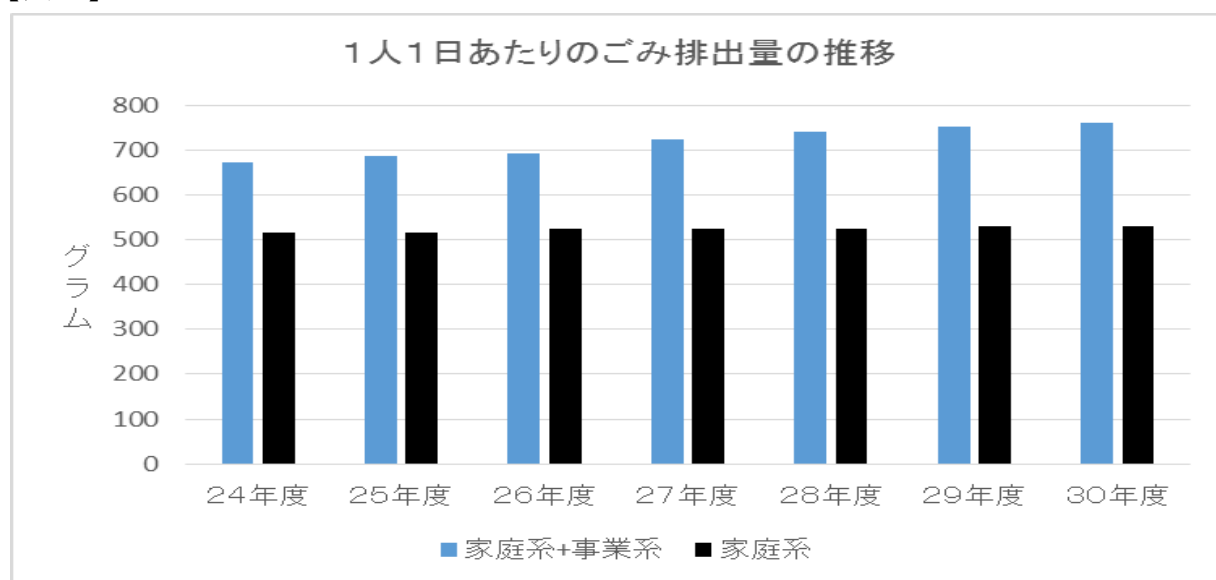
【表4】 1人1日あたりのごみ排出量の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (実績)
家庭系+事業系 (t)	673	686	692	724	740	751	761
家庭系 (t)	517	517	523	524	524	529	530

【表5】 1人1日あたりのごみ排出量の比較

	実績	目標	実績 (見込)	比較
	平成23年度 (基準年度)	平成30年度 (中間目標)	平成30年度	
市民1人1日あたりの廃棄物 (家庭系+事業系) 排出量 (g)	635	653	761	108
市民1人1日あたりの 家庭系ごみ排出量 (g)	492	494	530	36

【図3】



4 リサイクル率の推移

資源ごみ量および資源回収量は計画策定時をピークとして減少しており、それに伴いリサイクル率も減少していますが、これは、業者による軒先回収や大型商業施設の店頭回収が普及したことによる影響が大きいと推定されます。また、子供会の減少などにより資源回収量も減っています。平成30年度のリサイクル率は21.7%となっており、中間目標値を9%下回っています。

リサイクル率向上のために、今後も、資源物の回収を推進するための施策を確立していく必要があります。

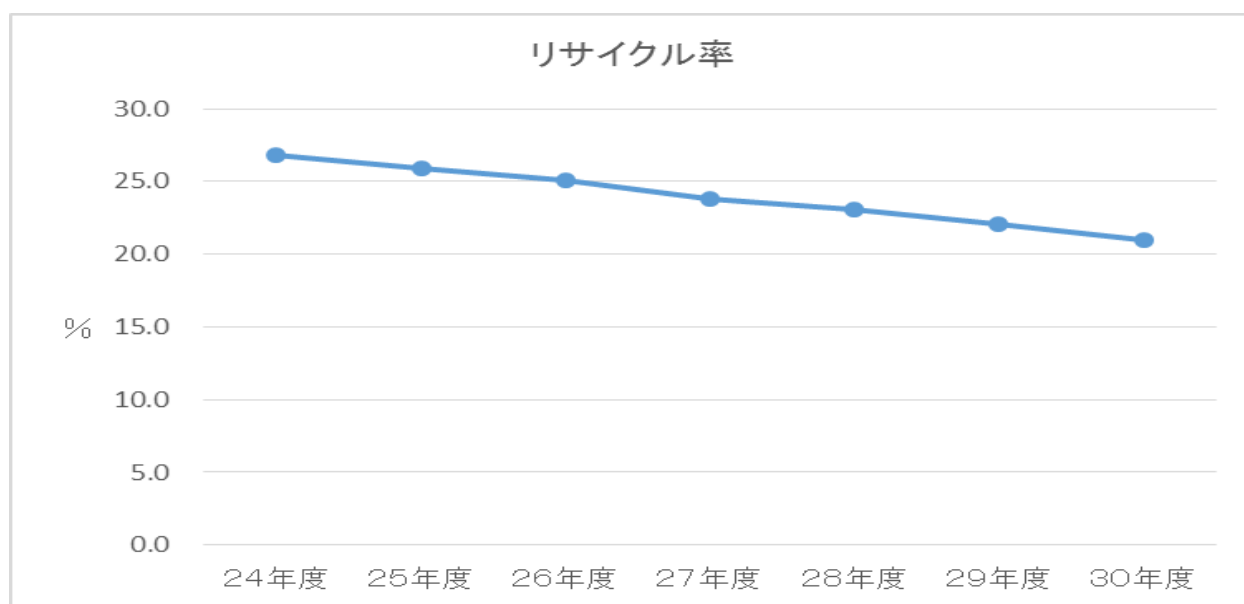
【表6】リサイクル率の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (実績)
リサイクル率 (%)	26.8	25.9	25.1	23.8	23.2	22.1	21.7

【表7】リサイクル率の比較

	実績	目標	実績(見込)	比較
	平成23年度 (基準年度)	平成30年度 (中間目標)	平成30年度	
リサイクル率 (%)	27.3	30.4	21.7	▲ 9

【図4】



5 最終処分の状況

最終処分量は年々減少していますが、平成30年度 of 最終処分量は、968 t となっており、中間目標値を353 t 上回っています。令和元年度以降はエネルギー回収施設（立谷川・川口）の稼働により焼却残渣は大幅に減少していくと考えられます。

【表8】最終処分量の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (実績)
最終処分量 (t)	1,065	1,306	1,068	1,295	1,292	1,279	968

【表9】最終処分量の比較

	実績	目標	実績（見込）	比較
	平成23年度 (基準年度)	平成30年度 (中間目標)	平成30年度	
最終処分量 (t)	1,066	615	968	353

第2章 計画の目標

1 計画の目標

ごみの排出量は、家庭系ごみ、事業系ごみに大別されることから、本計画では、国の循環型社会形成推進計画の考え方に準拠し、次の3つの指標について、目標値を設定しており、今回の見直しでは、過去6年間の実績を踏まえ、新たな数値目標を設定しています。また、この数値目標の設定に当たってのごみ等の量は表10のとおりとします。

※人口は振興計画における人口推計に準拠しています。

【表10】目標見直しの数値

	実績	目標	実績	目標	見直し目標
	平成23年度 (基準年度)	平成30年度 (中間目標)	平成30年度	計画の 目標年度 (平成34年度)	計画の 目標年度 (令和4年度)
人口 (人)	33,551	32,400	30,554	32,000	29,058
家庭系ごみ (t)	6,036	5,844	5,908	5,657	4,870
事業系ごみ (t)	1,763	1,883	2,581	1,883	2,218
資源回収等 (t)	2,054	2,069	1,451	2,071	1,760
合計 (t)	9,853	9,796	9,940	9,611	8,848
市民1人1日あたりの 家庭系ごみ排出量 (g)	492	494	530	484	459
市民1人1日あたりの廃棄物 (家庭系+事業系)排出量 (g)	635	653	761	646	668
リサイクル率 (%)	27.3	30.4	21.7	31.6	28.9
最終処分量 (t)	1,066	615	968	417	399

(1) 発生・排出抑制の目標

①市民1人1日当りの家庭系ごみ排出量

現在、家庭系ごみは減少傾向にあります。人口減少割合に対して減量となっていないため、これまで以上のごみ排出量削減を目指して、令和4年度目標値を設定しています。

②市民1人1日当りの廃棄物（家庭系+事業系）排出量

事業系ごみについては、計画策定以降、大型商業施設の新設に伴い事業系ごみは毎年増加している状況ですが、事業系ごみ減量対策を行い、減量を目指して令和4年度の目標値を設定しています。

(2) リサイクル率の目標

リサイクル率は、資源物（紙類・ペットボトル）の店舗への搬入や、資源回収の減少により、資源物回収量は減少傾向にあります。これまで以上に資源物分別の強化を行い、資源化率向上を目指して目標値を設定しています。また、令和元年度以降は、店頭回収分も含んだ資源物量から算定しています。

(3) 最終処分量の目標

エネルギー回収施設からの焼却灰処理分は減少していく状況から目標値を設定しています。

第3章 見直しに伴う施策の展開

1 基本方針

振興計画に定められている「うるおう『快適に暮らせるまち』」を目指すための、「循環型社会の構築の推進」を柱とし、ごみの適正かつ安全・安心な処理を図るとともにごみの減量とリデュース (Reduce 発生抑制)、リユース (Reuse 再利用)、リサイクル (Recycle 再資源化) の3Rを推進します。本計画の達成にむけた基本方針と、基本方針の実現のための個別方針の施策や計画を継続していきます。

基本方針1 みんなでつくる循環型の暮らし

個別方針1 発生及び排出の抑制

(1) 家庭でのごみ減量の取組み

ごみの減量には市民の協力が不可欠であり、今後もごみの分別や生ごみの水切り、家庭での生ごみ処理機器等を利用した堆肥化などの取組みの情報提供を行うと共に、ごみ分別の徹底を市民に周知するため、出前講座の開催や広報誌を活用するなどして市民意識の高揚を図ります。

また、衛生組合連合会と連携し、ごみの分別や減量に対する情報交換を図るなど、市民への周知を行います。

(2) 事業系ごみ減量の取組み

事業系ごみの減量のために、事業所に事業系ごみの分別について周知を行い、ごみの適正な分別、減量への協力を求めています。また、取組み事例などの情報を提供するなど、ごみ減量の普及啓発を行っていきます。

(3) 啓発活動の充実

ごみ処理についての理解を深めてもらうために、ごみの減量化をテーマに「環境展」を実施するとともに、市内に建設されたエネルギー回収施設（川口）の見学会を開催するなど、啓発活動に取り組んでいきます。

(4) 食品ロス削減の推進

令和元年10月に施行された食品ロス削減推進法により示された基本方針に則して、市民や事業者と連携し食品ロス削減を推進し、ごみ減量に繋げていきます。

個別方針2 循環資源の有効利用

(1) 資源ごみの分別収集の徹底

ビン・カンのコンテナ収集を継続し全量資源化、また雑紙袋の全戸配布や窓口配布を行い、雑紙回収率向上を目指します。集積所回収の他にも、拠点回収についての情報を広報し、資源物回収の分別強化を行います。

(2) 生ごみリサイクルの支援

衛生組合連合を通じて、コンポストや電気式生ごみ処理機購入の補助を行い、生ごみの減量と資源化推進を継続します。また、市内にある堆肥化施設への搬入を推進します。

(3) 廃家電の資源化

平成22年から行っているリサイクルリレーセンターでのピックアップ回収の他に、平成30年4月から行っている窓口回収を継続し、鉄、アルミ、レアメタル等の有用金属の再資源化と廃棄物減量を図っていきます。また、年1回、ドライブスルーによる回収も実施し、市民のリサイクルルートを確保します。

基本方針2 循環型ごみ処理システムの構築

個別方針3 適正処理の推進

(1) 快適な生活環境の保持

生活環境の保持には、適正なごみ排出、収集、処理が不可欠であることから、地区のごみ集積棚の設置と維持管理に補助を行います。また、地区やボランティア団体が行った清掃活動や環境美化活動について支援を行います。

(2) 不法投棄対策

ごみの不法投棄が再発する場所や不法投棄が起りやすい場所に看板の設置を行うとともに不法投棄パトロール事業を強化します。

個別方針4 ごみ処理の高度化

【個別計画1】 収集・運搬計画

収集運搬に関してはこれまで同様の収集方法とします。エネルギー回収施設の稼働により、プラスチック類をもやせるごみへ統合する予定でしたが、分別収集を継続します。また、分別の徹底については、衛生組合連合会と連携を図り、啓発を推進します。

【個別計画2】 リサイクルリレーセンターの活用

今後も、リサイクルリレーセンターは、立谷川リサイクルセンターの中継施設として運営を行います。エネルギー回収施設の稼働により、プラスチック類と可燃性粗大ごみはエネルギー回収施設に直接搬入となります。

【個別計画3】 中間処理計画

もやせるごみ、プラスチック類、可燃性粗大ごみは、エネルギー回収施設で焼却処理を行います。その他のごみについては、立谷川リサイクルセンターへ搬送します。ペットボトルは資源化、水銀含有ごみは業者に処理委託、雑貨品・小型廃家電類と不燃性粗大ごみは、粉碎処理後、金属を回収し、残渣は処分します

【個別計画4】 最終処分計画

埋立ごみの減量やエネルギー回収施設での高度な焼却処理により中間処理後の残渣は、減少していくと考えられますが、埋立処分量をできる限り軽減していく必要があります。